

独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構の 平成25年度の業務実績の評価結果

平成26年8月19日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成 25 年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）は、高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高年齢者等の雇用についての事業主等に対する相談・援助、障害者の職業生活における自立を促進するための障害者職業センターの設置及び運営、障害者雇用納付金の業務その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、高年齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的としている。

平成 25 年度の機構の業務実績の評価は、平成 25 年 3 月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成 25 年 4 月～30 年 3 月）の初年度の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（平成 13 年 6 月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）等に基づき、平成 24 年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会）やいわゆる 2 次意見等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成 25 年度業務実績全般の評価

平成 25 年度は、第 3 期中期目標期間の初年度として、中期目標・中期計画の着実な達成に向け、業務運営の効率化、経費節減等に努めたほか、多様なニーズに機動的に対応したこと等により、業務実績は年度計画にある数値目標をすべての項目において上回るなど、着実に実績を上げている。

これらを踏まえると、平成 25 年度の業務実績については、機構の設立目的である「高年齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与すること」に資するものであり、適切に業務を実施したと評価できる。次年度以降については、次の点に留意して業務を進めることを期待する。

- ① 今後も、生涯現役社会の実現に向けた取組がより重要となり、高年齢者雇用の増加に伴い、相談・援助ニーズは益々高まっていることから、効果的な相談・援助や啓発活動の充実を図るとともに、業務の更なる質の向上に向けて取り組む必要がある。
- ② 精神障害者、発達障害者等他の就労支援機関では対応が困難な障害者の就労支援ニーズに積極的に応えるため、職業リハビリテーションに関する助言・援助等の更なる充実により、医療・教育・福祉等の関係機関とのネットワーク形成を一層強化するとともに、精神障害者、発達障害者等により円滑な就職・職場定着に向けて、サービスの一層の向上について、引き続き検討する必要がある。
- ③ 企業等のニーズに応えた職業訓練を効果的に実施するとともに、定員充足率が低

下傾向であることを踏まえ、低調な要因を分析し、今後も引き続き定員充足率の向上に取り組むほか、求職者支援制度に係る職業訓練認定業務等においては、情報漏えい事案も踏まえ、信頼性の向上に向けて体制強化に引き続き取り組む必要がある。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

効率的な業務運営体制の確立については、本部の管理部門の職員の削減、業務量の変化に見合った効率的な実施体制の確立のための本部の業務部門の実施体制の検討、地方組織の一元化に向けた準備、地方施設の移設・集約化が着実に行われており評価できる。特に、平成25年度当初から福島及び香川の高齢・障害者雇用支援センター（以下「高障センター」という。）を職業訓練支援センターへ移設・集約化したほか、平成26年度当初に青森の高障センターを職業訓練支援センターへ移設・集約化できるよう必要な準備を行ったことについては、事務所の借上げ解消等による費用の節減効果が期待され、評価できる。

業務運営の効率化に伴う経費節減等については、平成24年度予算と比較して、一般管理費は18.2%、業務経費は3.6%の節減を行っており、経費節減に向けた努力の形跡が顕著にみられ、評価できる。

契約については、調達に係る点検シートによる自主点検、入札・契約手続運営委員会による審議を経た上での調達の実施、監事・契約監視委員会による確認の手続等、契約事務の適正化を図りつつ、競争性・透明性の確保に向けた努力が行われており評価できる。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

① 業務の質の向上への取組について

業務の質の向上については、関係者のニーズ等を積極的に把握するとともに、サービス終了後には業績評価を実施することで、業務の点検・改善に努めている。また、内部統制の充実・強化を図るため、「行動規範」を役職員へ浸透させるための研修の実施や、コンプライアンス推進計画の策定・進捗状況の点検等に積極的に取り組んでいるが、一部に不正・不適正事案の発生があったことから、人材育成、組織ガバナンスの観点からコンプライアンス・リスク管理の徹底・強化を図るとともに、引き続き業務の体制強化に努めていくことを期待する。

事業主等とのネットワークの構築・連携強化については、メールマガジンの発行による機構の最新情報の提供等を行っている。また、法人統合によるシナジーの一層の発揮に向けた取組として、施設間連携の取組を四半期ごとにとりまとめ、好事例を施設にフィードバックする等の取組を行っている。

情報提供及び広報については、ホームページのリニューアルを行い、内容の充実や利用者ニーズを取り入れ、利便性の向上に努めている。

東日本大震災に係る対策の実施については、地域との連携による震災復興訓練の実施、住宅を喪失した被災者等に対して雇用促進住宅の無償提供など機動的な対応を行っており、機構の果たす役割を十分発揮している。

情報セキュリティ対策については、情報リテラシー向上のための研修の実施等、対策を推進している。

② 高年齢者等雇用支援業務について

〔給付金の支給業務〕

給付金の支給業務については、支給事務を実施する上で判明した問題点等の厚生労働省へのフィードバックや、厚生労働省実施の高年齢者雇用状況調査送付時の助成金案内同封など、厚生労働省と機構が連携することにより、効率的に業務を実施していることは、評価できる。また、不正受給事業主名の公表制度を開始、支給対象事業所への実地調査を積極的に実施する等、不正受給防止対策の一層の強化に取り組み、不正受給件数が0件となった点は、評価できる。

今後は、支給申請の手引など関係書類の分かりやすさのさらなる向上及び処理期間の短縮に向けた検討を期待する。

〔高年齢者雇用に関する相談・援助、実践的手法の開発・提供及び高年齢者雇用に関する啓発等〕

高年齢者雇用に関する相談・援助については、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「改正高年齢法」という。)の施行(平成25年4月1日)初年度であることを踏まえて、職業安定機関と連携の下、相談・援助を積極的に実施したこと等により、相談・援助件数、課題改善効果ともに目標を上回り過去最高となったことは評価できる。また、高年齢者雇用アドバイザー業務の果たす役割が非常に大きい中で、高年齢者雇用アドバイザーのスキル向上の仕組みが具体的成果を伴って達成されていることは評価できる。今後も、生涯現役社会の実現に向けた取組がより重要となり、高年齢者雇用の増加に伴い、相談・援助ニーズは益々高まっていることから、効果的な相談・援助や啓発活動の充実を図るとともに、業務の更なる質の向上に向けた取組に期待したい。

③ 障害者雇用支援業務について

〔地域障害者職業センターにおける障害者及び事業主に対する専門的支援〕

地域障害者職業センター(以下「地域センター」という。)における障害者及び事業主に対する専門的支援については、ハローワークや地域の関係機関との連絡会議への参加等を通して連携を図りながら、就職支援にとどまらず、ジョブコーチ支援による就職後の定着支援や職場復帰支援(リワーク支援)まで一貫した専門性の高い支援を実施していることや、精神障害者、発達障害者等他の機関で受入困難な障害者に対する支援が高い実績を上げていることは評価できる。

今後は、うつ病等の精神障害者への対応にとまどっている企業への専門的支援が、

より一層なされることを期待する。

〔地域の関係機関に対する助言・援助等及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成〕

地域の関係機関に対する助言・援助等については、各種養成研修の開催状況や研修対象者に対するアンケートの評価等の目標が達成されており、また、地域の関係機関がより効果的な職業リハビリテーションを実施できるよう、地域センターのカウンセラーによる関係機関職員との協同支援等の積極的な実施や地域の関係機関とのつながりを強化する試みは評価できる。

〔職業リハビリテーションに関する調査・研究及び技法の開発〕

職業リハビリテーションに関する調査・研究については、すでに高い水準であるがその水準を更に高めるべく、精神障害者や発達障害者、高次脳機能障害者に関すること等時宜を得た研究テーマを厳選し、すべてのテーマについて3分の2以上の外部評価委員から上位2段階の評価を得たことは評価できる。

今後、更に現場のニーズや課題を踏まえた研究になることを期待する。

〔障害者職業能力開発校の運営〕

障害者職業能力開発校の運営については、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者等の職業訓練上特別な支援を要する障害者の積極的な受入れ拡大等に取り組み、平成25年度においては、定員充足率が101.8%と目標95%を大きく上回ったほか、職業訓練上特別な支援を要する障害者の割合が57.9%と過去最高となったことは、評価できる。また、企業ニーズに応じた訓練カリキュラムの充実により修了者の就職率が目標の80%を大きく上回る87.8%であったことや、これまでのマニュアルの配布や交流集会の開催等による指導技法等の普及に加え、新たに他の障害者校の専門訓練コース設置・運営の支援に取り組んでいることは、評価できる。

〔障害者雇用納付金の徴収及び障害者雇用調整金、報奨金等の支給業務〕

障害者雇用納付金の徴収及び障害者雇用調整金、報奨金等の支給業務については、企業が引き続き厳しい経営環境にある中で、99.93%の収納率となり、目標を達成していることは評価できる。

今後も業務の効率化に取り組みつつ、収納率について高い水準を維持することを期待する。

〔障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給業務〕

障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給業務については、「不正受給防止マニュアル」の活用や厳正な調査等、不正受給防止のための取組がなされるとともに、1件あたりの平均処理期間が28.5日と目標を達成していることは評価できる。

今後も関係機関と連携するとともに、支給事務の効率化を図りつつ取り組むことを期待する。

〔障害者雇用に関する各種講習、相談・援助、実践的手法の開発、啓発等〕

障害者雇用に関する相談・援助については、障害者雇用エキスパートの配置、個別相談の実施等により、困難な課題を抱える事業主等に対する相談・援助体制の強化に取り組んでいる。特に、就労支援機器等の普及・啓発及び貸出しに際しては、就労支援機器担当の障害者雇用エキスパートによる専門的な技術指導等を実施しており、貸出し事業主へのアンケートで高い満足度を得ていることは評価できる。

障害者雇用に関する実践的手法の開発については、事業主ニーズや国の障害者施策の動向を踏まえて実施し、わかりやすく実践的なマニュアル・好事例集の作成等に取り組んでいる。また、ホームページ等を活用した成果の普及への取組を行っており、多くの利用者から「大いに役立った」との評価を得ており、評価できる。

障害者雇用に関する啓発事業については、定期刊行誌「働く広場」において、読者ニーズや国の障害者雇用施策の動向等を踏まえた紙面の充実に取り組んでおり、読者アンケートによる紙面の評価も高く、評価できる。

〔障害者技能競技大会（アビリンピック）の開催〕

障害者技能競技大会（アビリンピック）の開催については、障害者の雇用・就業の動向等を踏まえ、24種目の様々な競技を実施したこと等により、アンケート調査で、目標80%を大きく上回り過去最高となる98.5%の来場者から障害者の職業能力及び雇用に対する理解が深まった旨の評価が得られたことは、評価できる。また、技能五輪全国大会との同時開催といった新しい取組や、地方アビリンピックの開催についても、都道府県、特別支援学校、障害者団体及び企業との連携強化や組織内の能力開発施設との連携によるシナジー効果などにより、競技参加者数及び競技実施種目数が過去最高となった点は評価できる。

④ 職業能力開発業務について

職業能力開発業務においては、職業能力開発促進センター（61か所）（以下「ポリテクセンター」という。）、職業能力開発大学校（10校）等（以下「ポリテクカレッジ」という。）において、離職者訓練、高度技能者の養成訓練、在職者訓練等を実施している。

〔効果的な職業訓練の実施、公共職業能力開発施設等〕

職業能力開発業務の実施に当たっては、学識経験者、労使代表者からなる運営委員会を機構本部に設置し、職業能力開発業務の円滑な運営を図っており、評価できる。また、ポリテクセンター等の地域の実情に応じた運営に努めるため、都道府県、都道府県労働局、事業主や労使の代表、教育機関等で構成する地方運営協議会をすべての職業訓練支援センターで開催し、それぞれの地域での業務実績や訓練計画を協議していることは評価できる。

さらに、労働局、都道府県、民間教育訓練機関、有識者等と連携し、若年層向けの訓練カリキュラムを開発するとともに、東日本大震災の被災地等6県（青森、岩

手、宮城、山形、福島、茨城)において、地域と連携し震災復興訓練を実施するなど、関係機関との連携を図っている。

訓練コースの見直しについては、職業訓練に関する地域ニーズの把握、訓練コース案の作成、カリキュラム等検討委員会によるカリキュラム内容の検査、訓練計画専門部会による訓練コース設定の意見聴取及び審査を行うなど、「機構版教育訓練ガイドライン」に基づいたPDCAサイクルによる多様な利害関係者を取り込んだ訓練コースの不断の見直しを行っていることは評価できる。今後も企業等のニーズに応えた職業訓練の効果的な実施に取り組むことを期待する。

定員充足率が低調な施設においては、アクションプランを策定し、定員充足率の向上に取り組んでいると認められるが、定員充足率が経年的に低下傾向にあることを踏まえ、低調な要因を分析し、今後も引き続き定員充足率の向上に取り組むことが期待される。

なお、ポリテクセンター及びポリテクカレッジの都道府県への移管については、移管の可能性に係る分析結果等を踏まえ12府県へ訪問したが、移管期限である平成25年度末までに移管を希望する道府県はなく、また移管期限の延長を希望する道府県もなかったことから、平成26年3月までの移管期限については延長の措置をとらず、ポリテクセンター・ポリテクカレッジの運営主体は、引き続き、機構が担うこととされた。

【離職者訓練】

離職者が早期再就職に必要な技能・技術、関連知識を習得できるよう、国の定める職業訓練実施計画を踏まえ、23,576人に対する施設内訓練を実施した。訓練の実施に当たっては、地域ごとに人材ニーズを踏まえた上で、民間教育訓練機関では実施できない訓練コースの設定に努めるとともに、高い就職率を達成している指導員の就職支援ノウハウを集約した「就職支援行動ガイド」や、全国の取組やノウハウをまとめ作成した「就職支援マップ」の活用等により、就職支援の強化を行っている。こうした取組により訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率は、施設内訓練86.3%と目標を達成し、過去最高となった前年度(84.8%)を上回るとともに、常用労働者の割合も76.0%と前年度実績を上回ったことについては、評価できる。

【高度技能者の養成訓練】

人材ニーズに的確に対応した訓練を実施し、専門課程及び応用課程の修了者のうち、就職希望者の就職率は目標の95%を上回る99.2%と極めて高い就職率を達成したほか、そのうち常用労働者の割合も99.3%となったことは高く評価できる。また、産学連携の取組として、ポリテクカレッジにおける共同研究(101件)、受託研究(8件)を実施したほか、地域における「ものづくり」についての啓発を行うため「ものづくり体験教室」を323回(参加者数35,146人)実施するなど、地域に開かれた施設運営を行っていることについても高く評価できる。

【在職者訓練、事業主等との連携】

在職者訓練については、受講者と事業主に対してアンケート調査を実施し、受講者の 98.7%から職業能力の向上に役立ったとの評価を得るとともに、事業主の 97.8%から、受講者が学んできた内容が事業所で役立っているとの回答を得て、目標値の 90%以上を大きく上回っており、中小企業の技能水準の維持・向上に役立ち、日本経済の競争力を高める施策として評価できる。

また、アンケート調査結果の分析を通じ、訓練コースの評価・改善を行う仕組みである訓練カルテ方式を活用しているほか、受講者が習得した能力について、職場での適用状況を確認・評価した結果を訓練コースの改善等に活用するなどの取組を実施していることは評価できる。

さらに、事業主等自らが職業訓練を実施するための支援として、事業主等の求めに応じた職業訓練指導員の派遣（4,687人）や、施設設備の貸与（10,983件）を行ったことにより、延べ 314,535 人に対する訓練を実施したことは評価できる。

〔職業訓練指導員養成、訓練コースの開発、国際連携・協力の推進等〕

職業訓練指導員の養成については、技能習得の指導ができるだけでなく、訓練のコーディネート、キャリア・コンサルティング、就職支援等に対応できる幅広い能力を有する人材を養成するため、長期課程においてカウンセリング技法等 10 科目を実施するとともに、3年次の実務実習や4年次の職業能力開発施設でのインターンシップを通じて、より実践的な指導力等の強化に努め、就職率 100%と大きな成果を上げたことは評価できる。さらに、研修課程では、職業訓練指導員 3,595 人（都道府県等 1,497 人、民間企業 215 人、機構 1,883 人）に対し、産業構造の変化や技術革新に的確に対応できるよう、専門性の拡大・レベルアップや新たな職種を担当する技能を習得するための訓練を実施している。これらの取組により指導員の指導力の向上に努めたことは、評価できる。また、全国の職業訓練指導員を対象としたスキルアップ訓練については、出前型研修を積極的に行うとともに、平成 26 年度から導入するハイレベル訓練の実施に向けて、カリキュラムや教員体制の整備等の必要な準備を進めたことは、評価できる。

訓練コースの開発については、学識経験者及び産業界等の外部有識者を含めた委員会を設けて、求職者に対する訓練コースのコーディネートをはじめとする 14 テーマについて調査・研究を実施している。また、その成果については、職業能力開発総合大学校のホームページで公表するとともに、民間教育訓練機関、地方公共団体等に対し研究報告書を配布する等、成果の還元に努めており、評価できる。

国際連携・協力の推進等については、開発途上国からの研修員等の受入れや職業訓練指導員の開発途上国への派遣等、国際的視野の中で、職業訓練における指導的人材の育成などを行っており、評価できる。

〔求職者支援制度に係る職業訓練認定業務等〕

平成 23 年 10 月から開始された求職者支援制度については、厚生労働省が定めた認定基準に基づき、職業能力の開発及び向上を図るために効果的な訓練内容となっているか等を踏まえ、認定申請書の受理・審査等の認定業務（審査件数は 10,439

コース、定員 206,350 人分、認定件数は 8,042 コース、定員 156,094 人分) を実施した。また、求職者支援訓練の質を確保するため、定期的に訓練及び就職支援の実施状況等を調査し、訓練実施機関に対する実施状況確認を 26,735 件(対象コース数 6,380 コース) 実施する等重要な取組を着実に遂行していると認められる。

求職者支援制度に係る情報漏えい事案に対しては、訪問計画の機密性確保等の再発防止の徹底を行っていることは評価できる。更なる職業訓練認定の信頼性の向上のため、体制強化に引き続き努めることが必要である。

(3) 財務内容の改善等について

予算執行において、通信運搬費の低減、職員宿舍借上げ経費の低減、職業能力開発施設に係る土地及び機器借料の見直し等の取組により業務経費等の節減を図った結果、国庫負担の軽減に寄与している。

雇用促進住宅については、東日本大震災に伴い住宅を喪失した被災者等に対して住宅を無償で提供するなどの支援に努める一方で、23 住宅を地方公共団体や民間事業者に譲渡・売却するなど譲渡等を着実に進めている。

不要財産等については、「独立行政法人の職員宿舍の見直しに関する実施計画」(平成 24 年 12 月 14 日行政改革担当大臣決定) 及び「厚生労働省省内事業仕分け」(平成 22 年 4 月 12 日) を踏まえた保有資産の処分の方針等に基づき、職員宿舍や職業能力開発施設の敷地等の処分を着実に進めている。

人件費については、目標の達成に向けて着実に節減するとともに、給与制度・退職手当制度について、国に準じた見直しが行なわれており、ラスパイレス指数が国と同水準となっていることは評価できる。